慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	井上一明君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.2 (2003. 2) ,p.153- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030228-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

井上一明君学位請求論文審査報告

井上一明君がこの度博士学位請求論文として提出した論文の題名は、『ジンバブウェの政治力学』である。

審査報告の内容は次の通りである。

(1) 本論文の構成
(2) 本論文の内容要旨
(3) 本論文の評価と課題
(4) 結論

(1) 本論文の構成

井上一明君による学位請求論文『ジンバブウェの政治力学』の論文構成は以下の通りである。

はじめに
第一章　白人右派政権の登場と一方的独立宣言
第二章　少数白人支配の制度化過程とその国際的影響
第三章　移行期における政治的潮流とその変動―一九七〇年代前半の時期を中心として―
第四章　白人政権の終焉と多数支配への政治変動
第五章　暫定期間―平和維持から平和建設へ―
第六章　連立政権の誕生と崩壊
第七章　ZANU・PFの党再組織化活動と第二回党大会
第八章　政党の統合―サブカルチャーに即したクリーヴィッジと民主主義―
第九章　「民主化」と構造調整計画
第十章　ジンバブウェにおける民主主義とその意味―装置としての国家とその使い方―
あとがき

以上の論文構成によっても明らかなように、論者の井上一明君は、本論文を通じてイギリス領であった南ローデシアの白人入植者政権による一九六五年の一方的独立から、アフリカ人解放運動による一九八〇年のジンバブウェ独立、その後一九九〇年代に至るジンバブウェ・アフリカ民族同盟・愛国戦線（ZANU・PF）党政権による統治を中心に、ローデシアとジンバブウェの政治史について、実証的

に分析している。

(2) 本論文の内容要旨

本研究は、二つの部分から構成されている。第一章から第五章は、「ローデシア」という国家の誕生と崩壊を歴史的に再構成したものであり、後半の第六章から第十章は、「ジンバブウェ共和国」の独立から現在にいたる政治史を跡づけたものである。

第一章は、人種差別主義を標榜する白人セトラー右派連合政党、ローデシア戦線（RF）の誕生から政権の獲得、そして同政権によるローデシアの一方的独立宣言（UDI）へと至る一九六〇年代前半期の政治アクターの動きを分析している。基本的動向を作り出すアクターとして、①白人セトラーおよびRF政権、②アフリカ人ナショナリスト組織、③宗主国イギリス政府が取り上げられる。六〇年代初頭のアフリカ大陸において、植民地の独立と多数支配への移行が政治的潮流になる中で、白人セトラーはそれまで享受してきた支配権の存続を目指し、その支持の下RF政権は少数白人支配体制による独立を主張する。一方、独立と多数支配を要求するアフリカ人解放組織の運動は、一時急激な高まりを見せるが、一九六一年以降次第に下降線を辿り、六三年、人民暫定評議会（PCC）とジンバブウェ・アフリカ民族同盟（ZANU）に分裂する。PCCとZANUは派閥闘争を繰り返し、翌六四年、両組織は非合法化されると、不活動期に入るのである。また独立交渉において、白人の既得権を保護しつつ植民地問題を平和的に解決しようとする英政府は、経済制裁発動を明言しながら、多数支配への移行問題で消極姿勢に終始し、結局六五年RF政権によるUDIを許す事態を招くのである。

第二章は、一九六五年のUDIから七〇年の共和国宣言に至る時期について、①RF政権、②アフリカ人解放勢力、③イギリス政府の三つのアクターの動きを分析した上で、この時期に見られた外部諸勢力によるローデシア問題への介入の影響を考察している。RF・スミス政権は、それまでの憲法に盛り込まれていた非人種主義、多数支配の原則を放棄し、アフリカ人とヨーロッパ人の分離発展、白人優越主義を規定した一九六九年憲法を公布して、少数白人支配体制の制度的強化を図る。一方、一九六七年半ばから六九年にかけ、ジンバブウェ・アフリカ人民同盟（ZAPU）と南アフリカ・アフリカ民族会議（ANC）は、ソ連の軍事支援を受けて同盟関係を結び、ローデシア政府軍に対し武装闘争を開始する。しかし南アフリカ共和国の軍事

介入を招き、南ア、ローデシア両政府軍の反撃により、ZAPU、ANCともに軍事的停滞を余儀なくされる。また、英政府はUDIに対する制裁措置として経済制裁を課す一方、RF政権との交渉を継続し、国連でのローデシア問題討議においてもイニシャティブを取ろうとするが、十分な政策効果を生み出すことが出来なかった。この時期、外部諸勢力は、一方でフラック・アフリカ諸国、アフリカ統一機構（OAU）、英連邦、国連などが、多数支配原理に即した問題解決を図り、他方で南ア、ポルトガルなどが少数白人支配体制擁護の立場から関与したのである。

第三章は、ローデシア問題の主役がRF政権からアフリカ人解放勢力へと移行し始めた一九七〇年代前半期の動向を、上記三つのアクターを中心に辿り、その要因を明らかにしようとしている。一九七一年、RF政権と英保守党政権は、ローデシア問題解決のための提案、いわゆる「スミス・ヒューム協定」を成立させるが、この提案に盛り込まれた憲法草案は、少数白人支配体制の制度的強化を意図した一九六九年憲法の趣旨を、原則的に受け継ぐものであった。これに対し、アフリカ人組織、アフリカ民族評議会（ANC）は、協定拒否運動にアフリカ人民衆を動員する。イギリス政府は、同協定に関するローデシア住民の受諾可能性を調査する目的で、いわゆるピアース委員会を派遣するが、「過半数のアフリカ人が提案を拒否している」との同委員会報告に基づき、翌七二年、協定を撤回するに至る。一方、アフリカ人解放組織、ZAPUおよびZANUの統合問題は、両組織の活動拠点が周辺国に置かれたことも一因となり、停頓を来たした。しかし七二年末以降、両組織ともローデシア国内の白人農園および政府軍に対する武装闘争を激化させ、ZANUはモザンビークから、ZAPUはザンビアからそれぞれ越境して、ゲリラ攻撃を行った。こうしたアフリカ人勢力の軍事攻勢に直面し、スミス政権は国防措置の強化を余儀なくされ、また七三年半ば以降、行き詰っていた制憲問題に関する交渉を、ANCを相手に開始するのである。

第四章は、少数白人政権終焉と多数支配実現に向けた一九七〇年代後半の政治変動を詳細に跡付けている。一九七四年四月、ポルトガル本国で軍事クーデターが発生し、その植民地体制が崩壊する中で、翌七五年、アンゴラとモザンビークが独立する。南アフリカ共和国はこの情勢変化に対応する形で、デタント政策を打ち出し、またザンビアを初めとするフロントライン諸国がこれに積極的に呼応して、ローデシア問題解決の機運か高まった。一方アンゴラ内戦

へのソ連・キューバの軍事介入に危機感を抱くアメリカは、一九七六年九月、「二年以内の多数支配への移行」を明記したキッシンジャー提案をスミス政権に受諾させた。しかし七八年三月白人政権は、統一アフリカ民族評議会（UANC）を初めとする国内の穏健派アフリカ人組織を相手に、暫定政府の構成と新政府に関する協定を締結し、翌七九年四月に総選挙を行って、同年六月、実質的には白人優位体制を温存した多数支配国家「ジンバブウェ・ローデシア」を発足させたのである。一九七九年五月誕生した英保守党新政権は、当初その新国家体制の枠組みを利用した問題解決に乗り出そうとしたが、同年八月、第二二回英連邦諸国首脳会議（ルサカ）において、アフリカ諸国を中心とする国際世論に押され、全当事者が出席する制憲会議の開催を約束する。こうして一九七九年九月～一二月、英政府はロンドンに愛国戦線（七六年一〇月以降、一時期ZAPU、ZANUが統合：PF）とムゾレワ政権（「ジンバブウェ・ローデシア」政府）を召集し、三者は制憲問題、停戦協定などで最終合意（ランカスター・ハウス協定）に達したのである。

第五章は、上記ランカスター・ハウス協定のうち「暫定期間（一九七九年一二月～八〇年四月）に関する協定」と「停戦協定」の施行過程を分析する。ジンバブウェの場合、停戦発効、停戦維持、総選挙実施のプロセスはなぜ順調に運んだのか。イギリス政府は暫定期間中の統治に当たる総督を派遣するが、その下に組織された暫定政府は、紛争の三当事者であるジンバブウェ・ローデシア政府、ZANU・PFおよびPF・ZAPU（それぞれ、ZANU、ZAPUが改称）に対して暫定期間の取り決めを実質的に遵守させる直接的な強制力を有していなかった。総督は、一般行政、停戦維持、国内治安について、それぞれ既存の行政機構、英連邦停戦監視軍、旧政府軍に依存した。しかし停戦発効直前までジンバブウェ・ローデシア政府軍、ZANLA、ZIPRA（それぞれZANU・PF、PF・ZAPUの軍事部門）それぞれの戦死者数は急増し、国民一般の厭戦感と紛争当事者間の平和的解決志向は自ずと高まっていた。またジンバブウェ・ローデシア政府に対する国際的不承認、さらに、これまでZANU・PFとPF・ZAPUにそれぞれ活動拠点を提供したモザンビークとザンビアが、どちらも主として国内経済的理由から内戦の即時終結を欲したことも影響した。こうして紛争三当事者の暫定政府に対する自発的協力姿勢が生まれ、これを準当事者である英連邦派遣の停戦監視軍、選挙監視団が積極的に支

援したことが効果的に作用したといえる。

第六章は、一九八〇年二月の総選挙で第一党となったZANU・PF（党首ムガベ）が四月の独立以降、第二党PF・ZAPUと連立を組み、八二年二月、PF・ZAPU議長ンコモの閣僚解任に伴いその連立政権が崩壊するに至る、建国当初の統治体制の問題を論じている。当時ムガベが国民和解政策を打ち出し、ンコモを政権に参加させたのは、第一に、旧政府軍、ZANLA、ZIPRAの三派に分かれていた軍隊の統合と、第二に、マタベレランドを中心としたンデベレ人（PF・ZAPU、ZIPRAの支持基盤）の中央政府に対する帰属意識の確保を狙ったものであった。ZANLA、ZIPRA両派の武力衝突は頻発し、一九八一年二月、六〇〇人以上の死傷者を出す独立後最大規模の衝突に発展した。その後ZANLAとZIPRAの統合は、同年五月統合待機中の両軍兵士が武装解除されて以来順調に進み、一一月総員五万人からなるジンバブウェ陸軍が誕生した。一方、テケレに代表されるZANU・PF急進派は、急激な社会主義的変革を主張するとともにンコモの政権参加を不満として、ムガベの現実主義的政策を非難した。これに対しムガベは一九八一年八月、テケレを党書記長から解任して、自らの党指導権確立を図った。こうして一九八一年後半から、ムガベはZANU・PFの再組織化と支持基盤拡大――特にンデベレ人居住地域における――のためのキャンペーンを開始し、ZANU・PFを中心とした支配体制固めに入ったのである。

第七章は、一九八二年から八四年八月の第二回党大会にかけて、ZANU・PFが支配政党として具体化した体制固めについて分析している。八二年三月から八月までにマタベレランドを中心に全国で一一三六件の反政府分子による事件が発生した。その多くはンデベレ人の支持を得た元ZIPRA兵士によるものである。政府は住民レベルで民兵軍を組織し、反政府活動を封じ込めようとしたが、マタベレランドにおける騒乱を完全に収拾することはできなかった。一方、ZANU・PFはその中央・地方組織を代表機関と執行機関の両面から整備し、第二回党大会（全国代表者会議）開催へ向けて代表選出を行った。しかし組織率が高かったのは八〇年総選挙で同党が圧倒的支持を得た諸州においてであり、マタベレランドでの組織活動は容易に進捗しなかった。こうして開催に漕ぎ着けた党大会では、①合法的手続きを経た一党制への移行、②党政治局（ムガベが第一書記に就任）・常任委員会の創設と、政府に対する党の支配の制度化が決議された。

第八章は、一九九〇年代ジンバブウェ政治に組み込まれることになるＺＡＮＵ・ＰＦによる「一党優位政党制」について、その成立過程を考察している。本章の分析は、①ＺＡＮＵ・ＰＦ政権による一九八五年第二回総選挙へ向けた準備作業と選挙結果、②一九八〇年代後半、第二回総選挙によって議席をさらに増やしたＺＡＮＵ・ＰＦ政権によるＰＦ・ＺＡＰＵ統合の過程と、その意義付けの二点に集約される。①では、政府が選挙制度を慎重に確立、また柔軟に運用する一方、有権者もその制度的手続きに従って行動し、有効な選挙が実施された事実を指摘する。しかし選挙結果からは、第一回総選挙と比較して、ＺＡＮＵ・ＰＦはショナ人多数派地域、ＰＦ・ＺＡＰＵはンデベレ人多数派地域という両党のエスニックな支持基盤に基本的変化は起こっていないことが分かる。②では、第二回総選挙によって権力基盤を強化したＺＡＮＵ・ＰＦが、ＰＦ・ＺＡＰＵを「統合交渉」によって吸収、一党化を実現する過程を「エリート間の強調」という視点で分析している。こうして一党制に近い一党優位制が作り出されると、エスニック紛争の表面化が回避され、国内的な平和と秩序は一応回復したのである。

第九章は、一九九〇年から九二年の時期について、①世界的な「民主化の波」を背景としてＺＡＮＵ・ＰＦが一党制への移行を放棄するに至る経緯、また②九一年五月から開始された経済構造調整計画（ＥＳＡＰ）の社会・経済的影響、そして③九〇年総選挙以降表面化した一般有権者のＺＡＮＵ・ＰＦ離れを論じている。一党制への移行放棄に関する党内論争は、九〇年九月、党中央委員会において最終決着がつけられた。また党のイデオロギーについてもＥＳＡＰ発表に合わせ、社会主義から「実用主義的社会主義」への見直しが進んだ。こうした党路線の修正を促進した国外要因としては、①ソ連・東欧における社会主義体制の崩壊、②南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト問題解決への動き、③ＥＳＡＰをめぐる先進国側からの圧力が挙げられ、また国内要因として①知識人・実業界・キリスト教会が展開した反一党制キャンペーン、②一般民衆の政治的無関心の増大に対してＺＡＮＵ・ＰＦが抱いた危機意識が指摘される。またＥＳＡＰの実施は、一方で一部の新興アフリカ人企業家層を活性化したが、都市部、農村部の一般住民の生活条件は物価高騰などにより確実に悪化し、政治的無関心、ＺＡＮＵ・ＰＦ離れの加速要因となった。さらに低所得有権者のＺＡＮＵ・ＰＦ離れは、ジンバブウェ統一運動（ＺＵＭ）など野党の活動が低迷し、反ＺＡＮ

U・PFの受け皿となりえなかったことから、一九九〇年～九二年の地方選挙等における極めて低い投票率に見られるように、政治的無関心増大の域に止まったのである。

第十章は、一九九〇年代ジンバブウェ政治において与党、ZANU・PFの圧倒的優位がなぜ揺るかないのか、という問題に取り組んでいる。一九九一年から世界銀行融資に伴うESAPが実施され、その経済的しわ寄せの結果、九五年から九六年に一連の都市暴動が発生する。これらの社会経済変動と同時期に行われた総選挙（一九九五年三月）では、投票率三一％、与党得票率七七％、また大統領選挙（一九九六年三月）では、投票率三二％（都市部二〇％、農村部六〇％）、現大統領得票率九三％であった。この投票行動に現れたジンバブウェ国民の「民主主義を積極的に活用していない」現段階について、以下の三点が指摘される。①現時点において、ZANU・PF以外に現実的な選択肢か存在しない。②国民の七〇％は自給自足的農業に基づいて生活し、彼らの国家行政への依存度は都市部に比べ格段に低く、農民が国家に期待するのは日常生活を営む上での安全保障と旱魃時の緊急食糧援助である。彼らはこうした国家サーヴィスがZANU・PFを通じて実現されると感じている。③ESAP実施の社会的インパクトが及んだのは、都市居住の国民の少数派に限られ、農村部の多数派には及んでいない。経済的しわ寄せを受けた都市住民が選択した「やり直し」請求の方法は、ストライキやデモ行進であった。

また本章では、国家と民主主義という政治学の視点からの検証がなされている。上述の総選挙における有権者の投票行動の分析から、前回の選挙で選んだ選択肢以上の利益をもたらすと予想される選択肢が存在しない場合、ジンバブウェの国民（有権者）は「試行錯誤（やり直し）の機会」としての民主主義を積極的に活用しないとしている。

⑶ 本論文の評価と課題

『ジンバブウェの政治力学』と題された井上一明君の本論文に対して、まず次のような積極的な評価をしたい。

① 論者の井上君は、これまで一貫してローデシア・ジンバブウェの政治研究に取り組んできた。今回の本論文はその集大成であり、一章から五章は、ローデシアが崩壊する中からジンバブウェが誕生するに至った歴史的経緯を、白人入植者政権、アフリカ人解放組織、イギリス政府の三当事者間の相互関係を軸に、周辺アフリカ諸国など域内アクターと英連邦、国連など域外アクターの関与を加え考察

している。また六章から十章は、一九八〇年の独立から国家建設されてゆくプロセスを、ムガベ・ジンバブウェ・アフリカ民族同盟・愛国戦線（ZANU・PF）政権による一党優位政党制構築を中心に、一九九〇年代半ばまで分析している。こうした一貫した視座と着実な研究姿勢は学問的に高く評価される。

② これまでの日本のアフリカ政治研究においては、本研究のように特定の国について、その脱植民地化そして国家建設の過程を緻密に観察・分析したものは非常に少ない。本論文はローデシア・ジンバブウェ政治を本格的に分析した日本で初めての学術研究である。その意味で、日本におけるアフリカ各国政治研究の中のジンバブウェに関する事例研究として新たに重要な貢献をすることは論を待たない。

③ 本論文のもう一つの特徴として、地域研究にとって不可欠な実証性を指摘したい。本論文の前半の諸章では、入手が容易でないアフリカ人解放組織に関する資料が引用され、また後半では現地の一次資料がふんだんに使われている。こうした緻密な分析によって、ローデシア・ジンバブウェの政治変動を詳細かつオリジナルな形で描き出している点が注目される。これは長年にわたり井上君が行った豊富な現地滞在、実態調査の成果である。

④ さらに、本論文の第八章、第十章において、政治学の分析枠組みを使ってジンバブウェ民主主義を分析している。第八章では、エスニシティ（サブカルチャー）の分裂が見られる社会において民主主義体制はいかに運用されるべきかを問い、第十章では、ジンバブウェ国民（有権者）にとっての国家と、その使用方法としての民主主義という視角から論じている。地域研究において政治学の視点を明確化し、西欧の歴史的経験にとらわれないより普遍的分析枠組みを探求しようとする意欲的姿勢をも評価したい。

今後の課題や配慮すべき点として考えられるいくつかの点を指摘しておきたい。

① 論文の構成として、本論文が日本におけるこれまでのローデシア・ジンバブウェ研究、南アフリカ研究、ブラック・アフリカ研究の中で占める位置、意義付けなど研究史上の検討がより一層なされていれば、本論文全体を通して論者が展開した論旨はより明確になったのではないだろうか。またこのような全体的枠組みとそこにおける各章の位置づけを読者が容易に読み取れるようにすれば、さらに説得的であったのではないだろうか。

② 一章から五章では、ローデシアの一九六〇年代のア

フリカ人解放闘争期から八〇年の独立までの歴史が、白人入植者政権、アフリカ人解放組織、イギリス政府の三当事者間の相互関係を軸に、域内アクター、域外アクターの準当事者の関与を加え考察されている。その際これらアクター間の力関係の変化、時期ごとの各アクターの役割と影響力の強弱をより明確に記述する必要があるのではないだろうか。

③　各章の詳細な論点につき、次の三点がより明確に説明されるとよいのではないだろうか。a．一九七六年にPFとして合体したZANUとZAPUが、独立前後にかけZANU・PFとPF・ZAPUへ分裂する経緯（第五、六章）。b．後半部で分析される独立以降のムガベ政権の統治体制に関して、米ソを初めとする対外関係が及ぼした影響。c．ESAPが都市部と農村部に与えた社会・経済的影響に関する評価の差異（第九、十章）。

⑷　結論

以上見てきたように、論じ足りないいくつかの問題点、今後の課題を有しているとはいえ、井上一明君が提出した本論文は複雑な「ローデシア問題」を説得力を持って再構成するとともに、独立後のジンバブウェ、ZANU・PF政権の統治体制を政治学の立場から実証的に解明しようとした緻密なしかも優れた研究論文であると評価されるものである。秀でた研究者としての力量を十分に示すものである。よって我々審査員は、井上一明君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

二〇〇二年九月一七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　富田　広士
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　根岸　毅
副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　山田　辰雄